

令和 4 年 12 月

## 経営事項審査の審査項目及び基準の改正について（お知らせ）

兵庫県土木部契約管理課

兵庫県知事許可の建設業者に係る経営事項審査について、建設業法施行規則等の一部改正（令和 5 年 1 月 1 日施行）に伴い、次のとおり改めますのでお知らせします。

※下線部改正概要については別添「経営事項審査の主な改正事項（国土交通省）」参照

### 記

#### 1 改正の適用年月日

令和 5 年 1 月申請受付分からの適用となります。

今回の改正に伴い、建設業法施行規則様式第 25 号の 14・別紙三「その他の審査項目（社会性等）」の様式が改正となります。（旧様式での受付は令和 4 年 12 月 28 日までとなり、令和 5 年 1 月 4 日以降は新様式での受付となります。）

※旧様式で申請に来られた場合は、申請会場において新様式で作成いただくこととなります。

なお、令和 4 年 12 月 28 日までの申請受付と、令和 5 年 1 月 4 日以降の申請受付では、同様式第 25 号の 15「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」が異なりますが、今般の改正事項についての加点等がなければ、評点は変わりません。

#### 2 審査基準の改正の内容

##### （1）ワーク・ライフ・バランス（WLB）に関する取組の審査基準及び評点

現行の「労働福祉の状況（W1）」、「若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況（W9）」及び「知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況（W10）」に新設した「ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況」、「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」を合わせて、新たに「建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況」として評価することとなります。

※改正後の審査項目は次頁参照

**【改正後の審査項目】**

項目区分	審査項目																							
<p>その他の審査項目 (社会性等)</p>	<p>W1</p>	<p>・建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況</p> <p>①雇用保険の加入状況</p> <p>②健康保険の加入状況</p> <p>③厚生年金保険の加入状況</p> <p>④建退共の加入状況</p> <p>⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入</p> <p>⑥法定外労災制度の加入状況</p> <p>※⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況 (現行「W9」から「W1」に再編)</p> <p>※⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 (現行「W10」から「W1」に再編)</p> <p>※⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況(新設)</p> <table border="1" data-bbox="614 1012 1364 1505"> <thead> <tr> <th colspan="2">認定区分</th> <th>※配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">女性活躍推進法に基づく認定</td> <td>プラチナえるぼし</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>えるぼし(第3段階)</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>えるぼし(第2段階)</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>えるぼし(第1段階)</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">次世代法に基づく認定</td> <td>プラチナくるみん</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>くるみん</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>トライくるみん</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>若者雇用促進法に基づく認定</td> <td>ユースエール</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>※取得している認定のうち最も配点の高いものを評価 (最大5点)</p> <p>※審査時に各認定証の写しを添付してください。</p> <p>⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況(新設)</p> <p>※当該項目については、審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について適用。(詳細については別途ご案内します。)</p>	認定区分		※配点	女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5	えるぼし(第3段階)	4	えるぼし(第2段階)	3	えるぼし(第1段階)	2	次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5	くるみん	3	トライくるみん	3	若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4
		認定区分		※配点																				
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5																						
	えるぼし(第3段階)	4																						
	えるぼし(第2段階)	3																						
	えるぼし(第1段階)	2																						
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5																						
	くるみん	3																						
	トライくるみん	3																						
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4																						

**(2) 建設機械の保有状況 (W7) 及び国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の状況 (W8) の加点対象を拡大・追加**

**① 建設機械の保有状況の改正内容**

現在の加点対象となる建設機械に加えて、ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ）及び締固め用機械、解体用機械、高所作業車（作業床の高さ2m以上）が加点対象となります。

**② 国際標準化機構が定めた規格による認証の加点対象拡大**

今回新たに「エコアクション21」の認証（3点加点）が加点対象となります。

**(参考：加点対象項目)**

項目区分		審査項目		
その他の審査項目 (社会性等)	W7	建設機械の保有状況 (※ <u>加点対象が拡大</u> )		
		【拡大される加点対象建設機械】		
		法令根拠	機 種	検査方法
		道路運送車両法	ダンプ (土砂運搬可能な全てのダンプ) (例) ダンプ、ダンプフルトレーラー ダンプセミトレーラ	自動車検査
		安衛法施行令	締固め用機械 解体用機械 高所作業車 (作業床高2m以上)	特定自主検査
	W8	国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況 (※ <u>加点対象が追加</u> ) 【追加される加点対象】 エコアクション21 (3点)		

**(3) 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況**

※上記項目は審査基準日が令和5年8月14日以降である申請について適用となりますので別途ご案内します。

### 3 改正に伴う再審査

すでに直前の事業年度の終了日（決算日）にかかる経営事項審査を受審された場合でも今般の改正に伴い再審査請求が可能です。（取扱いは以下のとおり）

#### （1）対象者

再審査申請を行う日時点で、改正前基準での経営事項審査結果通知書（審査基準から1年7ヶ月の有効期間内のものに限定）を交付されている建設業者

#### （2）受付期間

令和5年1月4日（水）から令和5年5月1日（月）まで

#### （3）手数料

無料（上記受付期間経過後は、通常審査と同様に手数料が必要です。）

#### （4）受付窓口

主たる営業所を所管する各土木事務所にて受け付けます。  
（事前に土木事務所にご連絡願います。）

#### （5）その他

- ① 制度改正後の結果通知書は、既交付の結果通知書との手交による交換となります。（郵送による交換も可とする土木事務所も有り。詳細は各土木事務所にお問い合わせください。）
- ② 結果通知書交付の準備ができ次第電話でご連絡します。なお、交付に要する期間は再審査の申請書を受領し、補正が解消された日から30日程度となります。
- ③ 再審査に際しては、結果通知書が交付されるまでの期間を十分に見込んだ上で、申請してください。（交付に要する期間の短縮などの要望には一切応じられませんのでご了承ください。）